

考えよう著作権

講師

松本 一則

今回学ぶこと

ネットの中に限りませんが、社会にはさまざまな情報があふれています。そのような情報を誰が作ったのかを考えたことはあるでしょうか。このような情報のうち、絵や写真、動画や小説など、誰かが自分の思想や感情を創作的に表現したものを著作物と定義しています。

この著作物に関する権利は作成した作者にあり、それを著作権といいます。著作物は作者の承諾なしに使用してはいけないことになっていますが、情報を気軽に利用できるインターネットの中では、いつの間にか著作権を侵害してしまうことにもなりかねません。

情報を正しく使うことは、著作物を適切に使用することにもなります。文化の発展に寄与できるよう、著作物を正しく適切に利用する方法を学んでいきましょう。

番組を見る前に知っておこう

著作権、著作者人格権、著作財産権、著作物、引用、
許諾、保護期間、クリエイティブ・コモンズ、
青空文庫、著作権情報センター

著作権とは

著作権は、著作者と著作物を守るための権利ですが、どうして守らないといけないのでしょうか。著作物は思想や感情を表したものなので、守らないと著作者の思想や感情を否定することになるからです。さらに、著作物を著作者の承諾なしに使用することは、著作者の人格を否定することにもなるのです。

そして忘れてはいけないのは、すべての制作物に著作権があるということです。絵を描く、音楽を作曲する、写真を撮る、動画を編集する、小説を書く、といった活動から作成されたものすべてが著作物であり著作権があるということです。著作権に届け出は必要なく、作り出された時点で著作権が発生するのです。

皆さんが自分で作った物にも、自分に著作権があるということを覚えておきましょう。

著 作者人格権と著作財産権

思想や感情を表すということは「人格」があるということであり、著作物を売る権利も著作者が持つということです。表現された著作物は表現者のものであり、他人が勝手に表現を変えたり、勝手に一部を抜き出したりすることはできません。表現者の人格を傷つけてしまうからです。これを著作者人格権といいます。

著作物に権利があるということは、著作物は著作者の財産でもあることになります。ですから、それらを売って利益を出す権利もあるということになり、これが著作財産権になります。他人の物を勝手に売ってしまうのはもちろん違法ですが、いつ売するのか、いくらで売するのかの判断も著作者に任される、つまり権利があるのです。

引 用のルール

著作物は、使って欲しいという一面もあります。自分の思想や感情を広めたい時は、使ってもらった方が著作者に利益があるからです。多くの人に使ってもらうことで、新しい発想も生まれるし、新しい文化も生み出されるかもしれません。

その為に、一定の条件を満たせば自由に使用できるルールが「引用」です。著作物の一部を使用する必要がある場合に、必然性の明確化と出所を明示することなどにより自由に使用することができます。特に出所を明示しないと著作権法違反になるので注意が必要です。

さらに著作者が使用してもいいことを意思表示する仕組みとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスがあります。表示された条件の範囲内でなら承諾を得なくても自由に使用したり公開したりすることができるので、覚えておくといいでしょう。